都市整備部　令和７年２月定例府議会提出予定議案の概要

|  |  |
| --- | --- |
| １　事件議決案（１８件）訴えの提起：計 約 ８５０万円関係者との調整に日時を要したこと等に伴う繰越 |  |
|  | 件　　名 | 概　　　要 | 所　管 |
| １ | 淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金徴収の件 | 令和７年度において国が施行する淀川河川公園整備事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、都市公園法第１２条の４の規定により議決を求めるもの。受益市　　大阪市負担率　　１／６負担金　　９８９万７，８３３円 | 公園課 |
| ２ | 都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金徴収の件 | 令和７年度において府が施行する都市高速鉄道連続立体交差事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、地方財政法第２７条の規定により議決を求めるもの。受益市　　東大阪市ほか４市負担金　　１５億３，５２２万８，０００円 | 交通戦略室 |
| ３ | 流域下水道事業の施行に伴う負担金徴収の件 | 　令和７年度において府が施行する流域下水道事業により利益を受ける市町村から負担金を徴収するため、下水道法第３１条の２の規定により議決を求めるもの。　　受益市町村　　大阪市ほか４１市町村　　負担率　　　　国庫補助事業　　１／４、１／６　　　　　　　　　府費単独事業　　１／２　　　　　　　　　維持管理費　　　５.５／１０ほか　　負担金　　　　３４９億８，４００万６，０００円 | 下水道室 |
| ４ | 淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金変更の件 | 令和６年度において国が施行中の淀川河川公園整備事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、都市公園法第１２条の４の規定により議決を求めるもの。　　負担金　　５２４万４，８３３円→２４１万８，１６８円 | 公園課 |
| ５ | 都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金変更の件 | 令和６年度において府が施行中の都市高速鉄道連続立体交差事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、地方財政法第２７条の規定により議決を求めるもの。負担金　　１５億１，７４３万円　　　　　　　→１３億９，７６４万円 | 交通戦略室 |
| ６ | モノレール道整備事業の施行に伴う負担金変更の件 | 令和６年度において府が施行中のモノレール道整備事業の負担対象事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、地方財政法第２７条の規定により議決を求めるもの。負担金　　１億１，２００万円　　　　　　　→０円 | 交通戦略室 |
| ７ | 流域下水道事業の施行に伴う負担金変更の件 | 令和６年度において府が施行中の流域下水道事業の事業費の変更に伴う受益市町村負担金の変更について、下水道法第３１条の２の規定により議決を求めるもの。　　負担金　　３２８億８，２７８万１，５００円　　　　　　　→３１９億８，３７８万２，５００円 | 下水道室 |
| ８ | 工事請負契約締結の件（モノレール道整備事業） | (1) 大阪モノレール支柱建設工事（三ツ島工区）請負契約　　契約金額　６億８，５３０万円　　請 負 者　中林建設株式会社(2) 大阪モノレール支柱建設工事（茨田大宮工区その２）請負契約　　契約金額　１０億１，０９０万円　　請 負 者　中林建設・タナカコンストラクション特定建設工事共同企業体(3) 大阪モノレール鋼軌道桁建設工事（西鴻池町工区）請負契約　　契約金額　１３億２，２３１万円　　請 負 者　株式会社ＩＨＩインフラシステム(4) 大阪モノレール支柱建設工事（荒本北工区その２）請負契約　　契約金額　１８億７，７７０万円　　請 負 者　株式会社淺沼組 | 交通戦略室 |
| ９ | 工事請負契約等締結の件（道路改良事業） | (1) 主要地方道八尾茨木線仁和寺高架橋（ＯＮランプ部）耐震補強工事請負契約　　契約金額　７億１２３万６，８００円　　請 負 者　中井商工株式会社(2) 片町線寝屋川公園・忍ケ丘間都市計画道路梅が丘高柳線道路橋新設工事委託契約　　契約金額　１１億６，５２５万３，０００円　　受 託 者　西日本旅客鉄道株式会社 | 道路室 |
| 10 | 工事請負契約締結の件（津波・高潮対策事業） | 　一級河川安治川（旧淀川）新水門築造工事請負契約　　契約金額　１２４億７，４００万円　　請 負 者　鹿島・みらい・井上共同企業体 | 河川室 |
| 11 | 工事請負契約変更の件（モノレール道整備事業） | (1) 大阪モノレール支柱建設工事（西岩田工区）請負契約　　　　　　　　　　　　　（令和３年３月２４日議決）　契約金額　２２億１，９４８万１，０００円　　　　　　→２７億４，７２２万２，５００円　請 負 者　青木あすなろ・協和異業種間特定建設工事共同企業体　主な変更理由　インフレスライド、工事進捗に伴う掘削量等の変更及び関係者協議に伴う基礎工における施工計画の変更等による増額(2) 大阪モノレール支柱建設工事（中鴻池町工区）請負契約　　　　　　　　　　　　　（令和５年３月１７日議決）契約金額　１８億７，６２１万３，９００円　　　　　　→１９億６，２９８万５，２００円　請 負 者　株式会社森組　主な変更理由　関係者協議に伴う近接構造物の防護対策追加及び土質調査結果に伴う基礎工の構造変更等による増額 | 交通戦略室 |
| 12 | 工事請負契約変更の件（津波・高潮対策事業） | (1) 一級河川木津川新水門築造工事請負契約　　　　　　　　　　　　　（令和４年１０月２６日議決）　　契約金額　１０７億１２２万９，０００円　　　　　　　→１２２億２，７７４万６，３００円　　請 負 者　大林・若築・寄神特定建設工事共同企業体　　主な変更理由　インフレスライド及び土質調査結果に伴う土砂処分先の変更による増額(2) 一級河川木津川新水門機械設備工事請負契約　　　　　　　　　　　　　　（令和６年１１月５日議決）　　契約金額　４８億２，２９９万２，９００円　　　　　　　→４８億８，７４２万８，７００円　　請 負 者　株式会社ＩＨＩインフラ建設　　主な変更理由　特例措置の実施による労務費等の変更に伴う増額 | 河川室 |
| 13 | 工事請負契約変更の件（大阪府警察署施設整備事業） | 　大阪府和泉警察署新築工事請負契約　　　　　　　　　　　　　（令和５年１０月２０日議決）　　契約金額　２７億９３０万円　　　　　　　→２９億２，２３８万２，１００円　　請 負 者　大鉄・藤木特定建設工事共同企業体主な変更理由　インフレスライド並びに工事中止に伴う請負金額及び工期変更による増額 | 公共建築室 |
| 14 | 工事請負契約変更の件（二級河川住吉川地下調節池築造工事（熊取歴史公園）） | 　二級河川住吉川地下調節池築造工事（熊取歴史公園）請負契約　　　　　　　　　　　　（令和６年１１月５日議決）　　契約金額　３４億９５６万円　　　　　　　→３４億７，２５８万７，８００円　　請 負 者　大林・岸本特定建設工事共同企業体　　主な変更理由　特例措置の実施による労務費等の変更に伴う増額 | 河川室 |
| 15 | 大阪府営住宅の家賃及び共益費に関する債権放棄の件 | 大阪府営住宅の家賃及び共益費の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。　　件数　　７０９件　　金額　　１億５，３１２万４，８０６円並びに当該家賃及び共益費に係る遅延損害金 | 住宅経営室 |
| 16 | 大阪府営住宅の家賃及び共益費に相当する損害金に関する債権放棄の件 | 大阪府営住宅の家賃及び共益費に相当する損害金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。件数　　４４０件　金額　　２億３，５０４万５，４６８円及び当該損害金に係る遅延損害金 | 住宅経営室 |
| 17 | 大阪府営住宅の駐車場使用料に関する債権放棄の件 | 大阪府営住宅の駐車場使用料の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。件数　　４４５件金額　　２，１３８万７，７３７円及び当該使用料に係る遅延損害金 | 住宅経営室 |
| 18 | 大阪府営住宅の修繕に係る負担金に関する債権放棄の件 | 大阪府営住宅の修繕に係る負担金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。件数　　２１４件　　金額　　２，００６万１，２１０円及び当該負担金に係る遅延損害金 | 住宅経営室 |

|  |  |
| --- | --- |
| ２　条例案（６件）訴えの提起：計 約 ８５０万円関係者との調整に日時を要したこと等に伴う繰越 |  |
|  | 件　　名 | 概　　　要 | 所　管 |
| １ | 職員の旅費に関する条例等一部改正の件 | 国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費制度の見直しを行う。〔主な改正内容〕・関係者等の実費弁償における日当の規定を削除する。　　　　施行日：令和７年４月１日〔関係条例〕大阪府建築審査会条例ほか８条例 | 建築指導室 |
| ２ | 大阪府都市公園条例一部改正の件 | 　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正により、規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。　　　　施行日：令和７年６月１日 | 公園課 |
| ３ | 大阪府福祉のまちづくり条例一部改正の件 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令等の改正による車椅子使用者用便房の設置数等に係る基準の見直しに伴い、条例で対象範囲を拡充している小規模建築物に適用する基準について、従来どおりの基準を維持する等、所要の改正を行う。　　　　施行日：令和７年６月１日 | 建築環境課 |
| ４ | 大阪府建築都市行政事務手数料条例一部改正の件 | １　地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、宅地建物取引業免許の電子情報処理組織を使用した申請に関する手数料の額を定める。・電子情報処理組織を使用した申請２６，５００円２　建築基準法の改正等により、木造建築物の構造計算が必要となる規模が改められたこと等に伴い、長期優良住宅の建築及び維持保全に関する計画の認定の申請に併せて行う確認申請等に係る手数料の額を改正する。・確認申請手数料１００平方メートル以下のもの　　〔改正前〕　３３，０００円　　〔改正後〕　３８，０００円　等３　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正等により、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物が住宅等に拡大されたことに伴い、これらに係る適合性判定に関する手数料を新たに設定する等の改正を行う。・２００平方メートル未満の一戸建ての住宅　　仕様基準によるもの　２０，６００円　等　　　　施行日：令和７年４月１日４　建築士事務所の登録等に係る手数料の額を改正する。　・建築士事務所の登録等一級建築士事務所　　〔改正前〕　１８，０００円　　〔改正後〕　２４，０００円　等施行日：令和７年７月１日 | 建築環境課建築指導室 |
| ５ | 大阪府気候変動対策の推進に関する条例一部改正の件 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正により、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物が住宅等に拡大されたことに伴い、住宅について建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないとしている規定を削除する等の改正を行う。　　　　施行日：令和７年４月１日 | 建築環境課 |
| ６ | 大阪府建築基準法施行条例一部改正の件 | １　建築基準法の改正により、木造建築物の構造計算が必要となる規模が改められたこと等に伴い、建築物の確認申請等に係る手数料の額を改正する。・確認申請手数料１００平方メートル以下のもの　　〔改正前〕　３３，０００円　　〔改正後〕　３８，０００円　等２　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正等に伴い、確認申請に係る手数料に加え、建築物エネルギー消費性能適合性判定を要しない建築物の確認申請における建築物エネルギー消費性能基準の適合状況の確認に係る手数料を新たに設定する等の改正を行う。　・２００平方メートル未満の一戸建ての住宅　　２０，６００円　等　　　　施行日：令和７年４月１日３　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正等により、劇場等の客席に係るバリアフリー基準が定められることに伴い、同趣旨の規定を削除する等の改正を行う。　　　　施行日：令和７年６月１日 | 建築指導室 |

|  |  |
| --- | --- |
| ３　報　告（５件）訴えの提起：計 約 ８５０万円関係者との調整に日時を要したこと等に伴う繰越 |  |
|  | 件　　名 | 概　　　要 | 所　管 |
| １ | 府営住宅明渡請求に関する訴えの提起及び和解の専決処分の件 | 家賃滞納者等に対する府営住宅明渡請求に関する訴えの提起及び和解について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分にしたので、同条第２項の規定により報告するもの。(1) 訴えの提起　　５４件専決日　　令和６年１２月１８日　(2) 和　　　解　　２９件専決日　　令和６年１２月１８日 | 住宅経営室 |
| ２ | 工事請負契約等変更の専決処分の件（モノレール道整備事業） | 工事請負契約等の変更について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分にしたので、同条第２項の規定により報告するもの。(1) 大阪モノレール（仮称）瓜生堂車両基地内の支柱等建設工事委託契約　　　　（令和２年５月２６日議決）　　　専 決 日　令和６年１２月１８日　　　契約金額　４１億８４７万２，５００円　　　　　　　　→４１億１，４８３万７，１００円　　　受 託 者　大阪モノレール株式会社　　　主な変更理由　地盤調査及び関係者協議に伴う掘　　　　　　　　　　削方法の変更による増額並びに工　　　　　　　　　　事進捗に伴う土砂処分数量の変更　　　　　　　　　　による減額(2) 大阪モノレールＰＣ軌道桁建設工事委託契約　　　　　　　　　　　　　　（令和３年６月９日議決）　　　専 決 日　令和６年１２月１８日　　　契約金額　１８５億８，５２１万８，３００円　　　　　　　　→１８６億３，３６５万１，３００円受 託 者　大阪モノレール株式会社　　　　主な変更理由　詳細設計完了に伴うＰＣ軌道桁製作場の基礎構造及び掘削方法の変更並びに関係者協議に伴う地下埋設物の防護対策追加による増額(3) 大阪モノレール支柱建設工事（三島工区その１）請負　　契約　　　　　　　　（令和４年１２月２０日議決）　　　　専 決 日　令和６年１２月１８日　　　　契約金額　１３億６，９５７万５，９００円　　　　　　　　　→１４億５８１万５，４００円　　　　請 負 者　株式会社森組　　　　主な変更理由　関係者協議に伴う付帯工の変更及び自然由来の土壌汚染に伴う土砂処分方法の変更による増額(4) 大阪モノレール支柱建設工事（三島工区その２）請負契約　　　　　　　　（令和４年１２月２０日議決）　　　　専 決 日　令和６年１２月１８日　　　　契約金額　２１億８，２８６万９，７００円　　　　　　　　　→２２億３，１４２万７，０００円　　　　請 負 者　東洋建設・修成建設コンサルタント共同企業体主な変更理由　詳細設計完了に伴う橋脚躯体寸法及び基礎杭長の変更による増額(5) 大阪モノレール支柱建設工事（荒本西工区その１）請負契約　　　　　　　　（令和５年３月１７日議決）　　　　専 決 日　令和６年１２月１８日　　　　契約金額　１４億７，８９７万９，７００円　　　　　　　　　→１５億２，５４５万２，５００円　　　　請 負 者　鉄建建設株式会社主な変更理由　想定以上の湧水発生に伴う基礎工の施工方法変更及び関係者協議に伴う沿道家屋に対する影響計測の追加による増額(6) 大阪モノレール支柱建設工事（荒本西工区その３）請　　負契約　　　　　　　　（令和５年３月１７日議決）　　　　専 決 日　令和６年１２月１８日　　　　契約金額　７億８，１１６万７，２００円　　　　　　　　　→７億８，９９９万９，１００円請 負 者　株式会社ハンシン建設主な変更理由　工事進捗に伴うコンクリート殻の処分数量等の変更による増額及び関係者協議に伴う仮設工の施工方法変更による減額(7) 大阪モノレール鴻池新田駅（仮称）駅舎建設工事請負契約　　　　　　　　　（令和６年３月２２日議決）　　　　専 決 日　令和６年１２月１８日　　　　契約金額　４９億５，７６６万４００円　　　　　　　　　→５０億２３０万９，４００円　　　　請 負 者　鉄建・岩田地崎共同企業体主な変更理由　後続工事の設計照査完了に伴う地中障害物撤去数量の変更による増額(8) 大阪モノレール鋼軌道桁建設工事（中鴻池町工区）請負契約　　　　　　　　（令和６年３月２２日議決）　　　　専 決 日　令和６年１２月１８日　　　　契約金額　１４億６，９４７万５，７００円　　　　　　　　　→１４億９，５５７万１，０００円　　　　請 負 者　川田工業株式会社主な変更理由　土質調査結果に伴う鋼製橋脚基部の補強材追加による増額(9) 大阪モノレール門真南駅（仮称）駅舎建設工事請負契　　約　　　　　　　　　　（令和６年６月１４日議決）　　　　専 決 日　令和６年１２月１８日　　　　契約金額　８６億１，１６５万６，９００円　　　　　　　　　→８６億５，８８４万９，１００円　　　　請 負 者　株式会社大林組主な変更理由　関係者協議に伴う工事用出入口の　　　　　　　設置箇所変更による増額 | 交通戦略室 |
| ３ | 工事請負契約変更の専決処分の件（都市河川改良事業） | 工事請負契約の変更について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分にしたので、同条第２項の規定により報告するもの。一級河川寝屋川加納元町調節池築造工事（Ｒ４本体工）請負契約　　　　　　　　　　（令和４年１２月２０日議決）　専 決 日　令和６年１２月１８日　契約金額　７１億５，８６５万８，１００円　　　　　　→７１億９，３８５万１，５００円　請 負 者　大林・日本国土・前田特定建設工事共同企業　　　　　　体　主な変更理由　土質調査結果に伴う地盤改良工追加及び土砂処分先の変更による増額 | 河川室 |
| ４ | 工事請負契約変更の専決処分の件（大阪府警察署施設整備事業） | 工事請負契約の変更について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分にしたので、同条第２項の規定により報告するもの。(1) 大阪府和泉警察署新築電気設備工事請負契約　　　　　　　　　　　　（令和５年１０月２０日議決）　　　専 決 日　令和６年１２月１８日　　　契約金額　５億２，６０２万円　　　　　　　　→５億６，５６０万３，５００円　　　請 負 者　新生テクノス株式会社　　　主な変更理由　インフレスライド並びに工事中止に伴う請負金額及び工期変更による増額(2) 大阪府和泉警察署新築機械設備工事請負契約　　　　　　　　　　　　（令和５年１０月２０日議決）　　　専 決 日　令和６年１２月１８日　　　契約金額　５億６，６５０万円　　　　　　　　→６億８９７万６，５００円　　　請 負 者　東洋熱工業株式会社　　　主な変更理由　インフレスライド並びに工事中止に伴う請負金額及び工期変更による増額 | 公共建築室 |
| ５ | 債権放棄報告の件（都市整備部所管債権） | 都市整備部が所管する債権について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例第６条第３項の規定により放棄したので、同条第４項の規定により報告するもの。(1) 大阪府オーパス・スポーツ施設情報システムの登録　　料及び登録更新料件　数　　１８件金　額　　７，６００円並びに当該登録料及び登録更新料に係る遅延損害金専決日　　令和７年１月２２日(2) 大阪府営住宅の家賃及び共益費件　数　　９６件金　額　　４３万２，００６円並びに当該家賃及　　　　　び共益費に係る遅延損害金専決日　　令和７年１月２２日(3) 大阪府営住宅の家賃及び共益費に相当する損害金件　数　　７件金　額　　２万７，４６１円及び当該損害金に係　　　　　る遅延損害金専決日　　令和７年１月２２日(4) 大阪府営住宅の駐車場使用料件　数　　３２１件金　額　　１６６万４，０４０円及び当該使用料に係る遅延損害金専決日　　令和７年２月１０日 | 公園課住宅経営室 |